

H- Aロケット19号機による情報収集衛星の  
打上げに係る安全対策について(調査審議結果の概要)  
(案)

平成23年5月23日  
安全部会

1. はじめに

平成23年度に、H- Aロケット19号機により情報収集衛星の打上げが予定されている。

この打上げに係る安全を確保する必要があることから、宇宙開発委員会安全部会は、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準(平成22年11月4日 宇宙開発委員会)」(以下「安全評価基準」という。)に基づき、平成23年5月23日に非公開で調査審議を行った。

2. 調査審議項目

H- Aロケット19号機の打上げに関して、以下の観点から、安全対策の妥当性について調査審議を行った。

(1) 保安及び防御対策

(2) 地上安全対策

- ロケットの推進薬等の射場における取扱いに係る安全対策
- 警戒区域の設定
- 航空機及び船舶に対する事前通報
- 作業の停止等

- 防災対策

(3) 飛行安全対策

- 打上げ時の落下物等に対する安全対策
- 打上げ時の状態監視、飛行中断等の安全対策
- 航空機及び船舶に対する事前通報
- 軌道上デブリの発生の抑制

(4) 安全管理体制

- 安全組織及び業務
- 安全教育訓練の実施
- 緊急事態への対応

3. 調査審議結果

H- Aロケット19号機の打上げにおいて独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)が実施しようとしている保安及び防御対策、地上安全対策、飛行安全対策並びに安全管理体制は、「安全評価基準」に規定する要件を満たし、所要の対策が講じられており、妥当である。

4. その他

「(会議の公開)第13条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。」(宇宙開発委員会の運営等について 平成13年1月10日宇宙開発委員会決定)に従い、安全部会は、原則として公開とし、特段の事情がある場合には非公開とすることとしている。

情報収集衛星は、そのミッションの性質上、情報の保全管理が求められていることから、H- Aロケット19号機の打上げに係る安全部会における安全評価は、上記第13条に基づき、非公開により実施した。